

加古川市かこバスミニ車体広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かこバスミニの車体への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 車体広告は、民間企業等との協働により、かこバスミニの新たな収入源を確保し、安定した運営を継続するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告主の基準)

第3条 次の各号に掲げる者の広告は、かこバスミニの車体には掲載しない。

- (1) 法令に違反している者。
- (2) 市税を滞納している者。
- (3) 加古川市指名停止基準（平成6年9月30日 告示第166号）に基づく指名停止を受けている者。
- (4) 清算手続き中の者、破産手続き中の者、再生手続き中の者、更生手続き中の者、承認援助手続き中の者又は特別清算に関する手続き中の者。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者。
- (6) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者。
- (8) 前各号に掲げる者のほか、広告を掲載することが適当でないと市長が判断する者。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、かこバスミニの車体には掲載しな

い。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治性のあるもの。
- (4) 宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題についての主義主張。
- (6) 個人の名刺広告。
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの。
- (9) その他、かこバスミニの車体に掲載する広告として不適當であると市長が認めるもの。

(広告の掲載順序)

第5条 掲載する広告の順序は次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの。
- (3) 第1号及び前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの。
- (4) その他、掲載する広告として妥當であると市長が認めるもの。

(決裁)

第6条 都市計画部都市計画課長は、市長の権限に属する事務のうち、広告主募集方法、広告掲載、広告掲載料金、広告内容等その他の広告の掲載に係る必要な事項について決裁することができる。

(広告の掲載方法)

第7条 広告の掲載は、広告の内容が印刷されたマグネットシートをかこバスミニの車体に貼り付ける方法により行う。

2 広告の掲載位置は、かこバスミニの車両1台あたり左側面2枠、右側面2枠の合計4枠とする。

(広告の規格)

第8条 かこバスミニの車体に掲載する広告の規格は、縦400mm、横550

mm以下とする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、1枠当たり年間30,000円とする。ただし、第11条ただし書に規定する場合にあっては、2,500円に掲載する月の数を乗じて得た額とする。

(費用負担)

第10条 広告の作成費用は、広告主が負担するものとする。

(広告の掲載期間)

第11条 広告の掲載期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度の途中から掲載する場合にあっては、掲載を開始する日から当該年度の3月31日までとすることができる。

(広告主の募集)

第12条 広告主の募集は、加古川市ホームページ等で公募するものとする。

(広告主の申し込み)

第13条 前条の規定により広告を掲載しようとする広告主は、広告掲載申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第14条 市長は、前条の規定により広告掲載の申し込みがあった広告主に対して、広告掲載の可否について決定し、広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第15条 前条の規定により広告掲載の決定通知を受けた広告主は、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により広告掲載料を一括納入するものとする。

(広告内容等の修正)

第16条 市長は、広告内容等が各種法令又は本要綱に違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容等の修正を広告主が行わないとき。
- (4) 広告内容等が、各種法令又は本要綱に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告を取り消したときは、広告主に対し、その賠償の責めを負わない。また、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第18条 広告主は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の還付)

第19条 広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した翌月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告

主の責任及び負担において解決することとする。

(審査機関)

第21条 かこバスミニの車体に掲載する広告の可否を審査するため、かこバスミニ車体広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員長は都市計画部次長を、委員は都市計画部都市計画課長、都市計画部市街地整備課長をもって充てる。
- 3 委員長は、前項に定める委員のほか、審査する内容に関連する所管の課長等を、臨時の委員として加えることができるものとする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第22条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第23条 審査会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第24条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。